

議案第16号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する  
事務を定める規則の一部改正について

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定  
める規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年3月18日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（平成28年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>5の項</u>の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(授業料の徴収に関する事務)</p> <p>第3条 条例別表第1の<u>6の項</u>の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。</p> <p><u>(鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務)</u></p> <p>第4条 条例別表第1の<u>7の項</u>の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）第6条の奨学資金の貸与の決定に関する事務</u></p> <p><u>(2) 鳥取県育英奨学資金貸与規則第12条の奨学資金の返還猶予に関する事務</u></p>	<p>(県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>4の項</u>の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(授業料の徴収に関する事務)</p> <p>第3条 条例別表第1の<u>5の項</u>の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。</p>

#### 附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成29年鳥取県条例第42号）の施行の日から施行する。

本議案は、平成29年2月定例会議案第42号「鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」（以下「条例議案」という。）が可決され、鳥取県知事により公布されることを前提としておりますので、条例議案又は条例議案に対する修正議案が可決され、鳥取県知事により公布された場合に効力を有することとなります。（本議案に係る一部改正規則については、本議案議決後、教育委員長による公布が行われることにより、同条例の施行日と同日に施行となります。）